



波佐見町公告第 32 号

条件付き一般競争入札の実施（公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行う。

令和 8 年 10 月 29 日

波佐見町長 前川 芳徳



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業番号
8 子字第 416 号
- (2) 事業名
放課後児童クラブブランドセル収納棚調達業務
- (3) 仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 納入期間
入札説明書による。
- (6) 入札の方法
 - ① 入札書は、様式第 9 号のとおりとし、入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
 - ② 1 回目の入札に際し、当該事業の物品名、型式、単価、数量を明記した内訳書（縦覧調書に準じる）を提出すること。
 - ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ④ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - ⑤ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
 - ⑥ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（様式第 10 号）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として町長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 放課後児童クラブブランドセル収納棚調達業務に関する必要な資格（波佐見町告示第 87 号）を得ているものであること。
- (4) この公告の日から 10 の開札日までの間において、波佐見町の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から 10 の開札日までの間において、波佐見町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、波佐見町告示第 87 号に定める審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること（郵送の場合は期限内必着）。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

（名称）波佐見町税務財政課（財政管財班）

(電話) 0956-85-8400 (直通)

(提出期限) 令和8年11月13日(金) 午後5時まで

4 入札参加条件

5の部局の審査に合格した者であること。詳細については入札説明書による。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

(名称) 波佐見町税務財政課(財政管財班)

(電話) 0956-85-8400 (直通)

(mail) zaisei@town.hasami.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

町ホームページに掲載

8 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。

なお、入札に関する問い合わせ等は、入札説明書による。

9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札及び開札の期日及び場所

(場所) 波佐見町役場 第4会議室

(日時) 令和8年11月20日(金) 午前9時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないおそれがない場合

開札日の前日から前々年度までの間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。

なお、複数の区分に該当する場合は、低い方の金額が属する区分を適用する。

a 2,000万円以上

b 500万円以上2,000万円未満

c 500万円未満

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約金額が300万円未満の場合において、開札日の前日から前々年度までの間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
委任状は、入札会開始後、入札書の投函前に提出を求める。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 波佐見町契約に関する規則第 10 条に該当するとき。
- (2) 1 回目の入札に際し、当該事業の物品名、型式、単価、数量を明記した内訳書の提出がないとき。
- (3) 入札保証金を免除した場合において、免除区分の上限金額を超える金額を入札したとき。
- (4) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 波佐見町契約に関する規則第 7 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を波佐見町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、波佐見町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 最低制限価格 設定しない。

16 落札の保留 波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱第 17 条を準用する。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他詳細は入札説明書による。